

得宗支配下の太良荘領家方

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2007-06-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 松浦, 義則 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10098/745

得宗支配下の太良荘領家方

松 浦 義 則

はじめに

得宗権力の専制的性格については、問題の提起者である佐藤進一氏にあっては幕府内部の意思形成における得宗の専制的性格が注目されていた。⁽¹⁾その後の鎌倉時代の研究の進展に伴い、荘園という共通の基盤の上に立ちながらも、公武の二元的権力構造の矛盾や悪党の活動に見られるような社会構造のもたらす矛盾に権力的に対応するため、得宗はあらゆる分野において専制的性格を強めるに到ったと理解されるようになった。⁽²⁾そして得宗が地頭となって支配した個別荘園支配の事例として太良荘がとりあげられ、「さまざま過去の事情、歴史をすべて否定し去り、自らの意志の下に荘の体制を整えた」という「得宗専制の実態」が指摘されている。⁽³⁾

確かに、領家である東寺僧侶の訴えに対し、太良荘は稲庭時定から没収した地であるので「一円地頭進止」であると主張して、末武名を押取った得宗給主の論理はそれまでの幕府の裁決を無視した強引としかいいようのないものである（ヒ一二七六）。⁽⁴⁾あるいは建武元年（一三三四）に太良荘百姓が語ったところでは、得宗地頭の支配により在家三〇余家が責め失われたといひ（ツ一三三）、かなり

過酷な支配がおこなわれていたらしい。また得宗地頭時代の地頭方支配の拠点である地頭名田地四町五段一六〇歩・畠一町三段二四〇歩は、文保三年（一三一九）の「徴符」〔教護二八九号、ヤ一五〕によれば、田地五段（五段二〇歩、五段一二〇歩もあり）と畠一段一八〇歩（一段二四〇歩もあり）を一人の持ち分として、九人の百姓に均等に配分されている。これは地頭方百姓の主要部分が画一的に編成されていたことを物語っている。

しかし、地頭方のこうした画一的支配が「一円地頭進止」を理由に領家方にも強く及ぼされたかという点、それを示す史料はない。また今日領家東寺に残された史料を見る限り、具体的な所務において得宗地頭（給主）が前面に出て領家方の支配を妨げたという例はなく、前面に出てくるのはあくまで領家方百姓であった。したがって、別稿で述べたように、得宗地頭の支配は領家方に対して新しい支配体制をもたらしたというより、その歴史の否定は支配関係の歴史的性格を決定的に弱め、支配の非人格化・数量的抽象化をもたらしたのではないかと考えられる。⁽⁵⁾具体的には小浜の金融業者である石見房寛秀が得宗給主代になったことや、地頭職が「請所」として

「貸上」に委ねられた例がそれを示す（エ―四六）。さらに時代をさかのぼって検討を加える必要を感じ、公文雲巖の領主化が挫折したことや、鎌倉中期から後期にかけての太良荘預所の性格について論じ、預所（預所代）定宴の時代には保たれていた預所と百姓との間の歴史に基礎を置く人格的関係が変質していったことを指摘した⁽⁷⁾。本稿ではこうした見通しを踏まえて、得宗地頭支配下の領家方の支配の特質について検討したいと思うが、その支配が非人格化・数量的抽象化の傾向を強めつつあったことを年貢散用状の検討を中心として論じてみたい。得宗専制の今日の研究状況を顧みると、得宗による所領支配についての個別研究の必要性が依然として必要であり、⁽⁸⁾そのため太良荘の領家方でなく、地頭方を対象として取り上げるべきであることは承知しているが、史料不足により果たせなかった。これは今後の課題としたい。

一 領家方における支配体制の定着

(一) 得宗検注直後の過渡的状况

まず正安四年（一三〇二）七月から一〇月の間に地頭若狭忠兼が退けられ、地頭職が得宗領となった時に、得宗公文所より派遣された検注使者の武市道林坊義円によって行われた検注の結果を示す実検名寄帳の内容を表1に掲げておく。⁽⁹⁾その特徴については網野氏の指摘を継承して別稿で述べたが、⁽¹⁰⁾それを簡単に述べると次のようになる。

(1) 得宗検注は領家東寺が年貢を収納しうる定田（公田）を大田

表1 正安4年(1302)太良保実検名寄帳(教護195号) 田数の単位は段、分米は石

名田・分	田数	免	押募	定田(公田)	新田	計米
定国名	24-170	1-0	2-0	20-260	0-270	2.09364
時安名 時光分	12-300	0-180	1-0	11-180		0.8205
長命分	13-130	0-180	1-0	10-180	1-130	1.8617
真利名 真村分	11-120	1-0	1-0	8-275	0-205	1.14568
頼真分	11-080	1-0	1-0	7-215	1-225	2.02018
時沢名	23-050	3-036	2-0	15-256	2-118	3.23189
勸心名 伊勢坊分	12-300	1-0	1-0	9-065	1-235	2.15597
西向分	11-130	1-0	1-0	8-175	0-315	1.39247
助国名	25-160			25-160		1.75567
末武名	22-070			22-070		1.53141
三郎丸名	21-100	1-0		2-194	17-266	16.49347
一色名	21-140	1-0		20-140		1.40679
散使	2-0			2-0		0.138
開善(四分一名)	6-180			6-180		0.4485
新大夫	0-240			0-240		0.046
願念	0-120			0-120		0.023
百姓五人分					9-138	8.63391
合計	220-130	11-036	10-0	172-190	36-102	45.19878

文太良保の公田数に合わせて一七町二段一九〇歩とした。これ以外の領家方田数は免・押募として百姓の得分とされ、また新田として地頭が年貢（段別八斗）を収納する地となった。なお地頭は領家方の定田（公田）に対して段別六升の加徴米と九合の交分を徴収した。表1に「計米」として記しているのは地頭の徴収する加徴米・交分・新田分年貢の合計である。

(2) 預所支配の拠点となっていた保一色四町八段を検注して五町二段六〇歩を「破出」し、それを表の三郎丸名・一色名・散使・開善・新大夫・願念分に配当した。地頭はこの部分を「地頭名」と称して直接支配下に置くことにより、預所支配の基盤を奪った。

(3) さらに地頭は助国名と末武名に対しても「地頭名」の由緒を主張し、右の(2)の部分と込みにして田地の割換えを行い、表の助国名から願念までの地を編成した。

(4) 畠地にも検注を行い年貢錢を確定し、その年貢錢は名畠分も含めて地頭が収納した。若狭氏の中から地頭支配下にあった地頭方の田地（地頭給田・地頭名）・馬上免を地頭が支配したことはいうまでもなく、特に馬上免の中に隣接する恒枝保の田地二町余を取り込んでいる。

要するに、得宗検注により領家の権利は大田文公田田数からの年貢収納権に限定され、預所の支配の拠点となっていた保一色が解体されたのである。名主の補任も地頭が行っているから、太良荘の現地支配権はほぼ得宗地頭に握られたと見てよいのである。なお年貢収納などの現地所務にあたったのは公文であるが、これには引き続

いて勤心半名主の伊勢房良嚴が検注役人の武市道森房義円から任命されている（オー二五―九）。

それでは得宗検注にもとづく領家方支配がそれなりの安定を見せる嘉元二年（一一三〇四）四月ころまでの過渡的支配体制について最初に検討しておきたい。得宗検注の結果の実検名寄帳が作成されたのは正安四年（乾元元年、一一三〇二）一〇月であったが、現地公文の良嚴はこれ以前の八月から領家方年貢の収納を始めており（は―三五）、十一月一九日には名ごとの未進年貢の徴符を作成している（エー一八一―二）。この段階では得宗検注によって定まった名田編成に対応した年貢収取は不可能であったと判断され、乾元二年の御使の未進注文は西迎の未進が勤心半名・保一色分を併せて一〇・七石余、開善の未進が保一色分三石余あると記しているが、これは得宗検注によって設定された一色名でなく以前の保一色の収納単位が用いられていたことを示す（教護一九六号）⁽¹¹⁾。次の史料はこの段階の旧来の保一色と新編成の一色名に関するものと見られる（や―一〇―四三）。

一色名公田 三丁二段小廿十四歩
加徴一石九斗三升七合六夕八歩

同名地頭給分 一丁九段大廿六歩 分米十四石七斗
作人西向・開善 可沙汰也、

この史料は「一色名」のうちに領家が年貢を、地頭が加徴米（段別六升）を収納する「公田」が三町二段一五四歩あり、また地頭が年貢を収納する「地頭給分」が一町九段二六六歩あることを示して

いる。これを合計すると「一色名」は五町二段六〇歩となるが、この田数は得宗檢注が保一色を「破出」した田数に一致し、したがって「破出」して編成した表1の三郎丸から願念までの名田数に一致する。「地頭給分」が一町九段二六六歩とされているのは、地頭の支配する三郎丸名新田一町七段二六六歩に、三郎丸名・一色名の免田二段が加えられているからである。この史料では得宗檢注が「破出」した田数全体を「一色名」と捉え、そのなかに領家年貢地の「公田」と地頭年貢地の「地頭給分」があるとされており、以前から預所の所従として保一色の支配にあたってきた西向(西迎)と開善がこの「一色名」全体の年貢負担を義務づけられているのである。それゆえ、この史料は得宗檢注直後の過渡的な様相を示すものといえるのである。

翌年の乾元二年(嘉元元、一三〇三)四月ころ預所妙性は勸農のために現地に入部しようとしたが、地頭代官伊予局・黒須小次郎によって阻止された(は―三六)。こうした状況のなかで供僧は地頭代官の非法を訴えるとともに、次のような現実的な対応をとった。

その第一は預所妙性の荘の所務権を停止し、寺家公文の頼尊を荘務にあたらせたことである。預所は翌嘉元二年の七月末まで荘所務権を停止されており(ゑ―一五一―)、この間は公文頼尊が所務にあっていたことがわかる(教護一九九号)。つまり預所を排除して供僧が荘支配にあたろうとしたのである。第二には領家方支配においても地下公文良嚴の比重が強まったことが挙げられる。地頭支配下にある公文は文永三年(一二六六)以来作成された領家方損亡内

検目録を預所とともに作成し、建治二年(一二七七)には領家への長夫の催促にもあたるようになっていたが、太良荘が国衙に転倒されて年貢収納が混乱した正安三年(一二三〇)分の領家方結解状(散用状)は公文良嚴が作成している(な―五三)。そして得宗支配下の乾元二年閏四月二日の領家方散用状も公文良嚴が作成しており(ヒ―二七六)、詳しくは後述するが以後散用状は公文が作成することが定着する。第三には預所の荘所務権を停止することと対照的に供僧が名主を年貢・公事の請負集団として把握し始めたことが注目される。具体的には乾元二年閏四月一〇日と二一日に名主たちは連署して佃大豆(一石一斗)と糸綿公事の納入を誓約している(ゑ―一〇・一一)。このうち佃大豆一石一斗は文永九年(一二七二)八月に預所定宴が預所職を子孫に伝えることを望んで、預所交分米のうちの別進米五石とともに納入を願い出たものであった(ヌ―二、一―一六号)。預所の所務権停止にもなって、預所職在任を象徴するともいえる佃大豆の納入は名主たちが請負うことにされたのである。

以上の検討から、得宗檢注直後の供僧が主導した領家方支配とは従来の保一色体制を実際に維持しつつも、預所妙性の所務権を停止し、名主たちの請負体制を基礎に供僧派遣の所務人(頼尊)が地下公文良嚴を指揮して年貢確保を図るものであったといえよう。しかしこうした対応策は一年くらいで変更を余儀なくされ、供僧は嘉元二年より新しい対応を迫られることになった。

(二) 領家方斗代について

乾元二年(嘉元元年)の領家方支配はまだ過渡的な性格を残していたが、嘉元二年四月には公文良嚴と御使が連署した領家方年貢注進状(前欠、オ―一四)が供僧に届けられ、領家方の支配の大枠が定まった。その年貢注進状の残存部分を表2に示し、その特質を挙げておく。この注進状には田数が記されていないが、地頭取の加徴米が段別六升であることから田数を推定すると、表2に記しているように得宗検注が定めた公田数に一致している。そして領家方の公田の年貢を一四一石余とし、そこから地頭得分の加徴米、および地下徐分の井料以下の計一二・六六七〇五石を控除して残りを定御年貢一二八・八八七五石としている。この定御年貢一二八石余はその後の結解状や散用状における基本年貢額となり、元亨四年(一三二四)の作稻検見目録においても基準年貢額とされているから(れ―四)、得宗支配時代を通じての領家方基準年貢額であったことがわかる。

この嘉元二年の領家方年貢注進状により明らかのように、領家方の支配は公田数や名編成において得宗検注の結果を受け入れたものとなったのである。それと同時に表2より明らかなように末武名を除いて領家方公田の斗代は一律八斗とされたと判断される。寛元元年(一二四七)に預所に勧農権があるとの判断を示した関東裁許状の文言に「斗代増減、宜く保司の進止為べし」とあるように(エ―二、三七号)、斗代の増減は勧農権の中心をなすと考えられていた。そこで得宗検注が領家方田地に一律八斗の斗代を設定したことの意味

表2 嘉元2年(1304)4月 領家方年貢注進状案(前欠) 単位;段・石

名・作人	(公田)	分米	加徴米	井料	糸綿代	定年貢	斗代	
寺主分	(6-180)	5.2	0.39	0.9		3.91	0.8	
末武名	(22-070)	17.25	1.33167	0.1	0.02	15.79833	0.777	
散使名	(2-0)	1.6	0.12			1.48	0.8	
新大夫	(0-240)	0.53334	0.04			0.49334	0.8	
願念	(0-120)	0.3334	0.02			0.3134	0.8	
都合御年貢		141.5548						
除分	加徴米	10.28705	井料	1.5	御堂料	0.5	糸綿代	0.18
	農米精代	0.2	(除分計	12.66705)				
定御年貢		128.88775						

*「都合御年貢」・「定御年貢」ともに史料上の数字。典拠;オ-14

を考えてみたい。

得宗検注以前の文永六年(一二六九)の「太良保領家方年貢名々員数目録案」(オ―五、八三号)は田地には段別一律八斗の分米を付し、名の畠地には一律一〇〇文の銭を課している(表3参照)。この目録案には、当時は存在しなかった助国名が年貢の単位として記されていることから、網野氏はこれは地頭側の把握を示し、得宗検注はそれを受け継いで領家方田地を八斗代としたものと推定された。ここに見える八斗代がどのような性格のものかを考えてみると、まずこの斗代は現実の領家

表3 文永6年(1269)太良保領家方年貢名々員数目録

名	田地	分米(石)	畠地	分錢(文)
定国名	22-260	16.57776	4-190	460
宗安名	22-0	17.6	10-0	1000
真村名	16-010	12.82222	8-0	800
時沢名	15-256	12.56754	12-0	1200
勸心名	17-240	14.13332	6-0	600
助国名	25-140	20.3111	4-0	400
末武名	22-0	17.6	3-0	300
保一色	48-0	38.4		
合計	171-186	150.01	47-190	4758

*田地・畠地の単位は段。典拠；オ-5

あつたかを知るために、領家方の斗代の全体的様相を示している建保五年(一一二一)検注取帳目録案、建長六年(一一二四)実検取帳目録案、建長八年(一一二六)勸農帳の斗代、耕地面積、平均斗代などを表4にまとめた。得宗支配となる直前には弘安二年(一一二七)二月二十八日の勸農帳(ヒ一二七六)が用いられていたと思われるが、伝存していないので建長八年の勸農帳によらざるを得なかった。

方の収納とは関係のない数字であった。文永六年以後においても、たとえば弘安五年(一一二二)の不作注文では、個々の耕地が石代・七斗代・五斗代と記されている(白川本六八、二四四号)。したがって、八斗代というのは地頭側の土地台帳上の便宜的な数字に過ぎなかったと見るべきである。次にこの八斗代が領家方の実際の斗代とどのような関連に

表4 斗代と田数

斗代	建保5(1217)年	建長6(1254)年	建長8(1256)年	左内名主分
5斗代	47-010(25.7%)	48-064(23.0%)	35-200(17.0%)	25-0 (15.7%)
6斗代	35-186(19.4%)	25-0 (11.9%)	25-300(12.3%)	25-0 (15.7%)
6.48斗代	4-240(2.5%)	5-0 (2.4%)	5-0 (2.4%)	5-0 (3.1%)
7斗代		2-260(1.3%)	10-200(5.0%)	3-160(2.2%)
8斗代	2-054(1.2%)	25-340(12.3%)	19-150(9.2%)	11-0 (6.9%)
9斗代		1-180(0.7%)	3-200(1.7%)	1-180(0.9%)
石代	93-280(51.2%)	101-190(48.4%)	109-300(52.4%)	88-250(55.5%)
合計	183-050(100%)	209-314(100%)	209-270(100%)	159-230(100%)
平均斗代	7.8斗代	8.0斗代	8.2斗代	8.3斗代

*典拠 建保5年検注取帳目録案=ヤ-10-2 建長6年実検取帳目録案=ハ-2、45号
建長8年勸農帳=ハ-3、教護60号、集成48号

この表4によれば建保から建長にかけて平均斗代が二升上がり、さらに預所定宴が固めた実検取帳目録と比較すると、同じく定宴が編成した勸農帳においては平均斗代が二升上げられていることがわかる。それでも八斗代というのは領家方田地の平均的な斗代であったということができる。ただし表に明らかなように現実の斗代のなかで八斗代が主流をなしていたから八斗代が標準となったというのではない。八斗代とはあくまで机上で求められる平均斗代に

ほかならず、文永六年の目録に見える八斗代は現実の収納とは次元を異にする平均的・抽象的斗代であると判断され、したがって得宗検注の一律八斗代というのも抽象的斗代であったといわざるを得ない。表4では建長八年の勧農帳の耕地の内で名田に編成されて名主が納入責任を負わされた部分をも示しているが、その平均斗代八・三斗も勧農帳の平均斗代八・二斗にはほぼ等しい。これが何を意味するかといえば、預所定宴は名田編成をおこなうにあたって名田の平均斗代も八・二斗前後になるようにいろいろな斗代の耕地を組み合わせていることを意味する。このような名田編成が支配のための基礎的な作業としての勧農にほかならない。斗代を増減し、斗代の組み合わせてに配慮しながら名田を編成するという預所定宴の姿勢には地下の「事実」を配慮した勧農精神をうかがうことができる。それに対して、すべての耕地を一律に八斗代とするという得宗検注は結果的には似たような年貢額になるとはいえ、ここでは預所定宴に見られたような勧農精神は失われている。段別八斗代は平均斗代を一律化したものであるという意味で「合理性」を持つてはいるが、それは抽象的斗代であり、土地と百姓を均質なものとする支配であった。

さらにこの得宗支配の抽象性を、公文良嚴の作成した正和四年(一三二五)分の領家方作稲損亡検見目録(は―五七)に現れる斗代を例に見ておきたい。表5はそれを示すものであるが、まず計の欄に記した田数一七町二段一九〇歩は大田文太良保公田数であり、分米総計一二八石余は嘉元二年の領家方年貢注進状の定年貢(都合年貢

表5 正和4年分検見目録の田数・分米と斗代

田地	面積	分米	斗代
松永押領	0-240	4.9334	7.4
延慶3年河成	0-300	6.1668	7.4
損田	79-330	597.0146	7.47
得田	91-040	680.8257	7.47
(計)	172-190	1288.8775	7.47

*分米・斗代の単位は斗である。また分米の計は史料の数字を用いた。

に言えば領家方の斗代は六升の地頭方加徴米を除いた七・四斗なのであるが、実際には定年貢と大田文田数をもとに机上で算出された斗代である七・四七斗が用いられている。いったん領家の得分が定年貢一二八石余と定まると、こんどはその得分額のみが基準となつて七・四七斗が机上の斗代として算定され、それに基づいて検見の損分・得分が決定されることがわかる。支配というものが現実から遊離し、数字を操作して得られた年貢額というものが支配の基準になるといふ支配の抽象化が得宗支配の特質といえるのである。また領家方の斗代がこのような数字として算出されていることは、下

一四一石余から地頭分加徴米などを控除したもの)であることを確認しておきたい。斗代をみると除分の松永押領と延慶三年河成の部分は七・四斗代となつているが、これは領家方斗代八斗より地頭分加徴米六升を除いた斗代に相当する。それに対して田数の圧倒的大部分を占める損田・得田の斗代は七・四七斗となつているが、これは定年貢(一二八・八八七七五石)を大田文公田数(一七町二段一九〇歩)で割つて得られる斗代(七・四七〇六斗)である。厳密

地の支配権は地頭方に属し、領家は単に得分の配分を受けるという事態を表現したものである。

（三） 預所支配の性格

この嘉元二年（一一三〇四）には新しい得宗給主工藤貞景が現れ、供僧たちは幕府への訴訟を強めざるを得なかった。嘉元二年七月寺家公文頼尊の書状は、太良荘の荘務について自分に命じられたが、地頭を訴えた裁判がやがて始まろうとしており、関東の事書によれば訴訟中に訴人が下国するなど不在であったならば敗訴する定めになっているので、「如此最中に田舎下向仕候て、閣訴訟候者」、幕府奉行と地頭代が「一牀」になっている状況では訴訟延期の策に出るであろうと述べている（エ―一九）。ここで頼尊は今年は荘務のために現地に下向することができない理由として、訴訟の担当者であることを挙げているが、太良荘の対地頭訴訟において寺僧が正面に出てくるのはこれが始めてである。これまで地頭の若狭定蓮（忠清）・忠兼を訴えた訴状は「太良庄雑掌」の名で提出されているがその担当者は預所定宴であり（ホ―五、二一九号）、重申状は「太良庄雑掌浄妙」とあるように定宴娘の預所浄妙の名で出されている（な―三一、二六六号）。それに対しこの訴訟は寺僧が担当し、この後の嘉元三年（一一三〇五）六月に荘民が地頭の威に募り、厨奉仕や長夫を止めたことを訴える申状が「太良庄雑掌僧頼尊重言上」と書き出されているように、形式的にも寺僧の訴えであることが明確にされるようになる（ろ―八一―二）。

このように寺家公文頼尊が訴訟に専念するため、荘務を辞退する意向を示したので、これを受けた供僧は七月二七日に公文頼尊の奉書により、もとの如く預所に荘務を委ねることを荘民に告げている（ヌ―一五―一）。これに対して荘民たちは預所が荘務に復帰するのは「不審」であるとして認めなかったので、供僧は八月二日と九月七日に二度にわたって預所の荘務を保証する奉書を出さなければならなかった（ヌ―一五―二・三）。荘民たちは預所使者の荘務を認めて早米の納入に応じたが、この時より損免を求める申状を繰り返し提出するようになる（この損免要求については後述したい）。そして荘民は翌嘉元三年（一一三〇五）には預所に対する厨奉仕や長夫負担を拒否し、寺家の召喚にも応じなかったため、頼尊はこれは「地頭の威に募る」行為だととして六波羅探題に訴えている（ろ―一八）。九月になってようやく荘民たちは答えているが、そこには地頭の語らいを得て荘家文書を地頭に提出したのは預所と西迎（西向）であること、年貢を荘住人の又二郎に渡そうとしたが彼が受け取らなかったなどのことが述べられているが、厨奉仕や長夫負担のことは無視されている（エ―二七）。荘民たちは年貢・公事は地下公文良厳のもとで百姓の請負であると捉えていたので、このように預所をないがしろにする態度をとったのであろう。荘の出入りに百姓に担がせた輿を乗り回して正安元年（一二九九）に百姓から訴えられた預所妙性の荘支配のあり方はもはや昔のものとなった。

これ以後の預所の機能としては荘民と供僧の間にあつて損免額を双方に取り次ぐこと（は―三七・三九・四九、ユ―二三など）、年

貢納入が遅れたため催促の使いが供僧から派遣されたことを地下に伝えること(な―四)、正和三年(一三二四)や文保二年に太良荘が国衙より収公されそうになったときに事情を尋ねて供僧に対応を進行することが知られ(は―一六一、イ―二五)、荘民と供僧との仲介や荘で生じた対外的問題に対処することは預所の義務であったと見られる。

さらに供僧は預所に対して莊園支配の維持のための応分の負担を求めた。嘉元三年(一三〇五)閏一二月に大津浦で播磨房慶盛が太良荘年貢四〇石を点定するという事件があり、この責任を追及された問丸と供僧とのあいだで紛争が生じていたが(ら―二、と―二一、ワ―四、エ―二二)、預所妙性はこの問題の責任をも追及され「もしせんとい丸か事により候て、御ねんくいらん的事さふらは、あつかりそあきらめさをいたし候へく候」と述べざるをえなかった(し―一八八)。こうした状況のなかで妙性は嘉元四年八月の供僧評定に別進米・大豆の納入を免除されるようお願いした。これに関する供僧の評定引付には次のように記されている(ル―二一)。

一、同庄預所令歎申間事、

右所歎申非無其謂歎、所謂庄家牢籠間、別進米五石・大豆一石可被返免之也、□者云庄務間事、云武家沙汰等、不可及御扶持、一向為預所之沙汰、可致其沙汰也、

すなわち、供僧は妙性に同情はしているが、別進米・大豆を免除されるのであれば、荘務も訴訟もすべて預所の独力で行えという態度をとっている。この評定に見られる供僧の基本的な考え方は供僧

が荘務も訴訟も主導するから、預所は得分の一部をそのために提供せよということにある。

そうした応分の負担として預所に課されたものとして沙汰用途がある。沙汰用途とは地頭との訴訟の費用に宛てるために預所に一石を負担させたものである(し―一九)。嘉元三年九月に預所妙性は沙汰用途の負担について、

こそそのさたやうとう事、こそそのやうしやう大なき事にて候ほとに、そのやうをやうやうになけき申し候て、このとしよりさたしさふらはんと申て候へハ、その御はからひにてこそと思ひまいらせ候てよろこひ入て候へハ、いま又とくふんをさきとるへきよしと申され候事、返々なけき入て候、：

と嘆いている(し―一八)。これによれば沙汰用途は嘉元二年から課せられたもので、妙性は納入延期を願って認められ安心していただけ、供僧は納入が遅れるようであれば預所得分を割取るという強い姿勢を見せている。また別の書状で妙性は年貢未進の責任を追及され、預所の得分四石をもつて補填したことを述べ、沙汰用途に関して嘆いている(し―一八八)。そこで妙性は沙汰用途負担を逃れるためもあつてか、訴訟担当者となる道を選んだ。延慶二年(一三〇九)六月に訴訟を担当していた頼尊が西国に下向したため担当者は宗成に替わったが(エ―二八)、この直後に「預所」が訴訟を担当する「新雜掌」として沙汰用途一貫文を受け取っている(エ―二五)。この「預所」の花押は別進米・大豆送状の預所代のものと一致するから、この年に預所は沙汰用途の負担者から受給者になったことが

わかる。これに関して頼尊は、

太良庄預所沙汰用途兩年分二石事、於一石者承伏云々、而至去年分一石、自上方も無御下行之上者、預所分不可弁之由、預所申之云々、於此段者、頼尊西国下向之跡ニ被付新雜掌之刻、自公方二石内一石代ニ用途一貫文、下給新雜掌左近丞了、於所残一石者、去年十二月之比下給之候者也、（中略）早於兩年分二石不日可弁済之由、可被仰下候乎、

と述べており（は―一五六）、延慶二年から二年間、預所は一年に一石（代錢一貫文）を受け取ったとされ（預所は二年目はそれを否定しているが）、その返弁を求められている。これにより延慶二年に訴訟担当者が頼尊から宗成に替わったのは、預所が訴訟を担当して沙汰用途を受けたことを示しているとともに、その預所の訴訟担当も二年間で終わり、沙汰用途二石の返弁を迫られたことがわかる。預所が訴訟担当から降りたのは、延慶三年二月に六波羅探題における訴陳が終わり、具書とともに鎌倉の長崎円喜に送られ舞台が鎌倉に移ったことと関連があるかも知れないが（イ―一五―二）、沙汰用途の返弁を求められているのは、訴訟において成果を挙げ得なかったからであろう。こうして預所妙性は訴訟担当者としてその地位を強化する道も失われた。

最後に預所の現地所務についてみておく。嘉元元年（一三〇三）より文保二年（一三一八）三月までの早米・後米・未進分の現地からの送状は地下公文良厳によってなされている（は―四〇など）。この送状には公文とならんで寺家の使者である「御使」の名が記さ

れている場合もあるが（は―四三・四六、エ―二九・三一・三三、教護二五八・二六九・二七七号）、「御使」の花押はないので、年貢の収納と送進は公文が扱ったものとしてよい。ただし、正和三（一三二四）年の年貢結解状は翌年末に預所代が作成しており（は―六一）、文保二年（一三二八）二月には預所代が地下公文とは別に年貢送状を作成しているから（は―六八・六九）、預所が年貢収納に全く関与しなかったわけではないが、文保二年末の場合には地下公文良厳が改易されたという特別の事情があったものと思われる¹³⁾。

預所の荘に対する関与のあり方としては一貫しているのは、預所別進と称された年貢と大豆の進納であり、先述のように一旦は百姓請とされたが、預所の莊務復活とともに預所が納入責任者となり、延慶元年（一三〇八）より元応元年（一三一九）まで預所代が送文を作成している（教護二二二号、は―八〇）。先にも述べたように、定宴が約束した別進額は「預所得分交分米内伍石・佃大豆壱石一斗」であったが、得宗支配下においては最初は一石五斗、後に一石さらに八斗と減少しており、大豆も九斗七升が基準となった（いずれも国定）。預所代は毎年荘に下向して預所得分を収納し、一部を別進米・大豆として供僧に納入していたのであり、おそらくこの得分収納との関連で莊務に関与していたと見られる。得宗地頭支配下の預所得分に関しては、観応二年（一三五二）四月の妙性讓状に、

わかさのくにたらのしやうのうち、さうまい三石くるきなり、はくまい三こく、いお百五十、一しき一ちやうとハ、とくちのねんかうのときより、御むめにゆつりわたし候ぬ、…

と見えており(は―一〇二)、預所妙性は徳治年間(一三〇六―一三〇七)に娘の御むめに「さうまい」(雑米)¹⁴⁾、黒米三石、白米三石、魚一五〇、「一しき一ちやう」を譲与していたという。得宗地頭支配以前の預所の得分については別稿で検討したが、¹⁵⁾預所得分注文(や―一〇―四五)によれば、預所得分となる米としては①年貢一石につき一斗五升の交分米二二・五石、②実検取帳と勸農帳との斗代の差額を得分とする斗代増減四・五四石、③厨料として徴収する黒米四・二石、白米四・二八石があり、同じく厨料として名別一〇喉の「数の魚」もあった。徳治年間の妙性讓状にみえる黒米・白米・魚は③の厨料としての得分であろう。預所の勸農支配権得分を示す①や②が見えないのは、預所が勸農権を失った事態を物語ると思われる。「一しき一ちやう」とは「一色一町」のことではないかと思われるが、かつての保一色は再編されて得宗地頭の支配下におかれていたことや、妙性讓状に具体的な得分額が記されていないことを考えると、実際は不知行となっていたのではあるまいか。ほかにも若干の得分があったかも知れないが、得宗支配下で預所はこうしたわずかの得分を認められることと引き替えに先述の預所の義務を果たしていたのである。

二 年貢散用状の成立

(一) 内検目録

次には、得宗地頭支配下において、供僧による荘民支配のあり方がどのように変化したのかを年貢散用状の形成に注目して検討して

みたい。なぜ年貢散用状が重要になるかといえば、預所の荘園支配が弱体化することにより、荘民たちは供僧に対して損免を要求するようになり、荘民たちにとっては年々の納入年貢額の確定が、供僧にとってはその納入確保が最大の関心事となるが、この荘民と供僧の支配のあり方を示すものが年貢散用状に他ならないからである。得宗支配下ではもはや預所の勸農は問題とならず、また文永年間以後に繰り返された名主職をめぐる相論も名主職に対する支配権を失った得宗支配下では供僧の関与するところではなくなる。得宗地頭の押領に対する訴訟については供僧はそれなりの努力をしているが、関東での訴訟は全く停滞したままであった。こうした状況のなかで、供僧と荘民の関係は年貢額をめぐる対立と交渉に限定されるようになり、いわば支配の数量化が顕著になるのである。

ここでいう年貢散用状とは南北朝・室町期においても引き継がれていく形式のものを指し、それは現地の荘官(預所・公文・代官・御使など)が作成するもので、定年貢とそこから控除されるさまざまな除分(荘官給・寺社免田、川成・押領分など)・損免分・下行分を記して納入すべき年貢・公事額を明示した上で、実際に納入した額を記載し、未進額(あるいは過上額)を確定している。したがって年貢散用状は単なる計算書ではなく、中間的な場合も含めて何らかの決算書なのである。

それでは太良荘における年貢散用状の形成過程について検討したい。年貢散用状の前身と位置づけうるものに、文永三年(一二六六)一〇月に御使定宴・公文代豪成が連署した「田数并所当米損得散用

事」がある（教護七一号、集成七七号）。これはこの年に生じた損亡について内検が行われ、その損亡額を差し引いた残米額を注進し、「但内検之間、有限沙汰之外、忘公平、不存私用之思候」と述べて、内検に不正のないことを誓約したものである。こうした散用状は建治三年（一二七七）一〇月まで四点ほど伝えられている（表6参照）。このうち文永一〇年からは「損亡内検損得散用事」と題され、端裏書きに「内検目六」とあるように（は―五）、定宴と公文豪成によって行なわれた内検に関わる文書であって、査定した損亡額に不正のないことを定宴と豪成に誓約させ、納入額を確定することがこの内検目録のねらいであった。⁽¹⁶⁾別稿で述べたように、この内検目録の成立は供僧による預所統制強化の一つの表れである。この内検目録を、後に確立した段階の年貢散用状と比較すると、内検目録は第一に、毎年作成されるものでなく、損亡が一定の基準を超えたため、内検による損亡額確定の必要性が認められた年について作成されるものであること、また第二に、損亡額を誓約させ、納入予定額を確定することに主眼があり、決算には及んでいないという特質をもっている。

表6にも示したように、建治三年（一二七七）六月には建治二年分の内検目録が作成し直されている。その理由は損亡分を一石四斗余増加させることになったためであり、その結果一石余の「過進」分となったことを確認するためであった。この建治三年の内検目録は納入結果をも記している点で注目されるが、それが記されたのは最初の建治二年の内検目録作成後に一石四斗余ほど損亡分が増加す

るという変更があったためであって、内検目録に年貢納入結果を記すことが原則となったためではない。

この建治二年の後は得宗地頭時代を含めて延慶元年（一三〇八）まで損亡に関しては内検が行われなくなり、供僧が一定の損免額を小出しに認めていくというやり方に変わる。この変化については別稿で検討しているが、⁽¹⁷⁾要するに検見を行うと四〇石を超える損免額になるため検見をおこなわず、損免は百姓との駆け引きや交渉によって供僧に有利なように決定しようとするものであった。したがって内検目録のように地下の預所・公文から誓約書を徴することもなくなったのであるが、表6に示しているように弘安元年（一二七八）分と六年分の年貢散用の文書が伝えられている。弘安元年分の文書は翌年二月に、一〇分一損免額を減じた納入年貢額を記した上で未進額を注進したもので、本文を引用しておく、

弘安元年太良御庄御年貢事

十分一損者十五石八升余

去年所済御米百十八石四斗八升九合七夕

十分一損御免許之残、定未進御米十七石二斗五升余歟、

弘安二年二月十六日

預所上

となっている（系―五、二三九号）。以前の内検目録と比べると誓約文言がないが、これは十分一損免を認めたのは供僧であるから、預所には責任がないためである。全体として簡単な注文の形式をとっているが、翌年の二月に預所がこれまでの収納状況を総括したもので、決算書としての年貢散用状の形式をとっている。

表6 内検目録と散用状

作成年月日	表題	定年貢	損亡	納入	未進	作成者	典拠
文永3(1266)10.24	*田数并所当米損得散用事	150.876	43.14885			A・B	教護71
文永7(1270)10	*田数并所当米損得散用事	150.845	47.531			A・B・C	は-5
文永10(1273)10.21	*損亡内検損得散用事	150.813	67.187			A・B	教護80
建治2(1276)10	*損亡内検損得散用事	150.812	48.02316			A・B	は-20
建治3(1277)6.23	損亡内検損得散用事	150.813	49.45253		過進1.07203	B	れ-1
弘安2(1279)2.16	弘安元年御年貢事	(150.8197)	15.8	118.4897	17.25	B	ゑ-5
弘安7(1284)5	弘安六年御米結解事	150.813	20	112.268	18.545	D	教護121
嘉元2(1304)4	去年未進散用状	128.88775	5.0	98.8305	24.0847	E	は-40
嘉元3(1305)3.27	去年御年貢成未進立事	126.88775	10.0	101.30285	15.5849	E	は-40
嘉元4(1306)4.3	嘉元三年御年貢米散用状	128.88775	10.0+3.0	109.11766	10.7709	E	は-40
徳治3(1308)4.28	徳治二年年貢結解状	128.88775		99.92885	28.9589	E	は-40
年号不載	延慶元年御年貢散用状	128.35441	42.78463	76.2222	9.34858		は-40
延慶2(1309)10.20	*延慶二年十月損亡検見目録	128.88775	84.73684			E・F・G	は-40
延慶2(1309)11.25	延慶二年御年貢米散用状	43.25091		41.82234	1.42857		は-40
応長2(1312)4.15	応長元年御年貢散用状	127.77773	10.33334	98.4852	18.95919	E・G	教護240
正和1(1312)12.7	正和元年御年貢米散用状	127.77773	60.0	52.95185	14.82588	E	教護243
正和4(1315)10.15	*正和四年作稲損亡検見目録	128.88775	60.8052			E	は-57
正和4(1315)12.13	正和三年御年貢結解状	123.82773	50.0	72.56882	1.25891	F	は-61
元亨4(1324)10	*元亨四年作稲検見目録	129.88775	73.6458			H	れ-4

(注) 作成者の略号；A=公文代豪成、B=御使・内検使・預所定宴、C=内代官浄後、D=御使(尚慶カ)、E=公文良藏、F=預所代、G=御使、H=公文僧(性範)

*を付したものは損亡内検目録

弘安六年分の文書は翌年五月に「弘安六年御米結解事」と題し、損免額二〇石を減じた年貢額を記した上で年貢運上の額と日付を記し、最後に未進額一八石余を確定するとともに「小足、別紙二注之」と附記したもので、御使の作成になるが起請文書はない（教護二二一号、集成二五三号）。この弘安年間の散用文書はいずれも翌年に結解をして、未進年貢額を確定することを意図して作成されたものであり、これらの文書は実質的に年貢散用状と見てよい。さらに弘安六年分の結解状に「小足、別紙二注之」とあるのは後の散用状の例からして未進者ごとにその未進額を記した注文と推察される。形同期の年貢散用状は未進の全体額のみならず、個別の未進者とその額にも関心を持っていたことがわかる。

右の弘安元年分と六年分の散用状（結解状）はいずれも年貢損免が認められていた年のものであり、逆に言えば損免のない年には散用状（結解状）は作成されなかったものと思われる。文永元年（一二六四）八月より伝えられている太良荘年貢支配状に文永六年（一二六九）の未進米が翌七年二月と十一月に納入されたことが見えている（は一二一三六・三八、二四五号三六・三八）。このうち一月に納入されたときには「文永六年庄未進送文」と記されているから、この納入分が未進分であることは現地からの送文に拠ったものである。現地からの送文などにより供僧の納所が年々の納入分と未進分を把握していたものと判断されるが、それを散用状などの形式で確定することはなかったと見てよい。損免のない年であれば納入すべき年貢額をめぐって紛争となるとは考えられていなかった

のであろう。この意味で文永年間の散用状も以前の内検目録とおなじく損免が生じた年に作成されるものであった。

文永三年に内検目録が作成されるまでは、百姓からの損免要求への対応、未進年貢の処理など荘園所務に関する多くのことが預所定宴の権限とされていた。文永三年より供僧は預所と公文に対し、百姓の損免要求に対応しておこなわれた内検の結果を起請文で注進するよう命じ、損免問題への介入をはじめた。そして建治二年の後は損免額は供僧が決定するようになり、弘安元年分より必要ときには未進年貢額の注進を求めるようになる。これを実質的に年貢散用状の成立と見てよいと思われるが、それはまだ損免が認められた年に関してみられるという点で、損免問題と未分離であった。得宗時代になると年貢散用状は損免問題とは一応自立した決算書という形式をとるが、実態としては損免額と未進額の確定という問題をめぐってその独自の性格を示すようになるのである。

（二）百姓の損免要求と年貢散用状

得宗支配時代の散用状の検討に入る前に、嘉元二年（一三〇四）より始まった百姓の強力な年貢減免運動について簡単に述べておく必要がある。得宗支配以前においては百姓の年貢減免要求は預所に對してなされ、預所から供僧に披露されて指示を仰ぐという手続きを取ったため、百姓の減免を求める申状は供僧の文書としては伝えられていない⁽¹⁸⁾。これに對して嘉元二年以後においては百姓は預所の莊務に拒否的な態度をとり、供僧に訴えるという戦術をとったため

申状が伝えられているのである。ただし百姓の申状は預所代や預所を経由して供僧に出され、供僧の減免額は預所を通じて百姓に伝えられたので（は―三八）、百姓たちは預所代と見られる兵衛次郎にも減免の取りなしを依頼する書状を出している（エ―二一、は―三九）。

減免の具体的交渉を嘉元二年の場合で見ると、早米収納の時期である八月に百姓たちは減免を求める申状を提出したが供僧はこれを受け付けず、申状を百姓に返した（教護一九九号）。しかし九月六日には洪田四町の損亡を訴える申状が供僧のもとに届けられ（エ―二二）、供僧は洪田についての起請文を提出させることにしている（教護一九九号）。これに応じて開善を含む八人の名主は三町一段余の「名々損田注文」（エ―二〇）とそれに関する起請文（エ―二三）を提出し、九月一六日に東寺に届けられている。この損田注文を寺家公文の頼尊が査定して二五石六斗の損亡を算出しているが、減免額としては一〇石と判定し、さしあたり七石の減免を百姓に伝えている。その後の状況は不明であるが、この年の散用状では一〇石の損亡が認められている（は―四〇）。この経過から寺家が起請文によって百姓より損亡を申告させた場合、すなわち百姓が「御免を蒙って」起請文によって損亡を申告した場合には寺家は一定度の損免を認めなければならないという減免の作法が形成されていることがわかる。したがって翌嘉元三年（一一三〇五）の損免要求において百姓たちは損亡の被害を述べたのちに「若相貽御不審者、蒙御免任実正以起請文詞、可令言上候、不然者被下正直御使、被遂御検見、為

蒙御成敗、恐々言上如件」と結んでおり（エ―二八）、寺家の許可を得た起請文を以て損亡状況を申告したいと述べ、それが認められないのであれば検見を実施して欲しいと要求しているのである。⁽²⁰⁾嘉元三年には起請文による損亡申告の文書は伝わっていないので、起請文の効力を知る寺家はそれを許可しなかったであろう。

このように嘉元二年・三年において百姓は供僧に対し起請文による損亡申告を認めるか、そうでなければ検見を実施するよう求めたが、供僧たちはなんとか一定額の減免を小出しに認めることで百姓の要求をかわそうとしている。このような百姓の年貢減免運動が強められている時期の延慶三年（一一三一〇）一月までの年貢収納状況を示す「年々年貢運上次第」が作成されており、そのなかに散用状の主要部分が引用されている。その様子は表6に示しているが、嘉元二年四月に嘉元元年の年貢散用状が地下公文良巖により作成され、以後毎年年貢散用状が作成されるようになる。この散用状の作成が未進年貢額を確定することにあつたことは、弘安年間に見られた結解状と同様と考えてよからうが、得宗支配下になつてからは未進年貢について百姓より納入を誓約させた請文を徴収するようになったのが新しい動きとして注目される。すでに乾元二年（嘉元元年、一一三〇三）に百姓未進分一九石余に関して「百姓分情（請）文前」とされており（教護一九六号）、百姓が未進分について請文を提出したことがわかるが、翌嘉元二年四月四日に綾部時光より助国名分未進年貢五斗を弁済する旨の請文を徴収したのを初見として（え―一三）、以後個々の百姓から未進年貢の請文を徴収するようになる。

個々の百姓の未進年貢請文と散用状との関連は嘉元四年（一三〇六）三月から四月の事例から知ることができる。この三月二〇日・二一日に四通（系一六・一七、教護二〇五号）、四月三日に一通、四月某日（文書破損のため日付が不明）に一通の未進年貢請文が徴収されている（教護二〇五号）。これらの請文はいずれも未進年貢は今年度の早米納入時に徴収されたいと述べている。そして未進年貢請文の最も遅い日付と見られる四月三日に地下公文良厳により嘉元三年分の年貢散用状が作成されている（は一四〇）。その散用状には未進部分について、

未進拾参石漆斗七升九才

尚除

参石 重損亡歎申捧折紙之由、百姓一同歎申云々、已下詞略之
定足未進 拾石七斗七升九才負人等請文在之

と記している。この記事から、公文は一三石余の未進を算定したが、百姓たちは重損亡の訴えをしていると主張してさらに三石の損免を獲得し、残りの一〇石余を「定足未進」として確定し、その分の納入を請け負うという百姓個々人の未進年貢請文が提出されたことがわかる。すなわち三月二〇日・二一日に未進年貢請文が徴収されて嘉元三年度の未進額は一応一三石余と算定されたのであるが、百姓のなかには「重損亡」を理由に更に免除を求める動きがあり、四月三日になってその「重損亡」を三石として控除するという公文と百姓の合意がなされ、抵抗していた百姓も「定足未進」に応じた未進年貢請文を提出したのである。嘉元三年分の損亡として供僧が認め

ていたのは六石であったが、百姓はその後も「重損亡」を求めて運動しており、最後は公文もそれを認めている。この経過から明らかにように未進額は公文が一方的に確定しうるものでなく、百姓との交渉の結果として決められており、したがって散用状は百姓が未進の額とその納入について「同意」したことを示す文書なのである。

ただし、得宗支配の時代においては百姓が「同意」したとしても、それを執行する体制が調えられていなかった。百姓の提出した未進年貢請文は四月七日に預所妙性により「請文状八通」として供僧に提出されている（系一七八）。散用状に預所（もしくは預所代・御使）の署名がないこと、散用状と未進年貢請文が作成された四月三日より四日経過していることより見て、預所側は在京しており、年貢散用には関与していなかったと判断される。それゆえ預所に未進年貢の徴収の責任を負わせることは困難であり、また実効性も期待されなかった。また散用状を作成した地下公文良厳は地頭進止の人物であるから、これも未進年貢徴収の責任を負わせにくかった。こうした事情があったので、個々の百姓から未進年貢請文を徴収し、個別の百姓の未進責任を追及するというやり方がとられたのである。嘉元三年分の未進は翌嘉元四年（徳治元）に未進額を上回る一〇石七斗余が納入されているから（は一四〇）、未進の追及は厳しかった。ただしその年の年貢米に加えて未進分を徴収しえたわけではないから未進分は順送りされ、徳治二年五月の散用時に百姓の強い反発を招くことになった。

嘉元四年（徳治元、一三〇六）に百姓たちは田植時の大干魃、五

月末の大洪水、七月末の大風・大洪水による「大損亡」を訴え、検見使による内検実施を要求した(エ―三〇)。八月に供僧は五石の損免を認めたが(ルー二一、は―三八)、この僅かの損免額に「仰天」した百姓たちは更に強力に検見の実現を追っている(エ―三一、は―三九)。一〇月に供僧は二〇石の損免を認めるとしているが(う―一九)、最終的な免除額は二三石となった。この年の年貢は九月の早米から翌徳治二年五月二十五日まで七二石余が納入されたが(は―四〇)、百姓は供僧の認めた損免額を不満としてそれ以上の年貢納入を拒否した。その様子は、

去年損亡廿三石被免除了、雖然百始(姓)等猶以不叙用、申子細不出散用状者也、

と記されており(は―四〇)、百姓は供僧の認めた損免額を不満として、散用状提出を拒んだのである。散用状の作成と提出は地下公文の仕事であったが、百姓の「同意」が得られないと提出できないものであったことが明白である。こうして徳治元年分の年貢は未進分を確定することができず、徳治二年一二月に徳治元年分未進分として一二石余が納入されているが(は―四〇)、残りの未納分一二石余は収納不能として処理されたのであろう。

その次の徳治二年(一一三〇七)分については損免がなかったが、二二三石余の未納分があり、百姓たちは前年度の損免額程度を實力で獲得したものと見てよからう。そしてその翌年の延慶元年分についてはまた散用状提出をめぐる百姓の抵抗がなされた。その部分の散用状(は―四〇)を引用すると、

定御米百式拾八石三斗五升四合四夕一才

柒拾六石二斗二升二合二夕納米

四拾二石七斗八升四合六夕三才損亡

百姓等損亡事、雖有免除、猶以押募之、其子細略之了、
玖石三斗四升八合五夕八才未進

但此散用状者、百姓等押募テ内々可入見參之由申、不裁年号云々、となつてゐる。百姓は延慶元年分についての供僧が認めた損免額を認めず、「押募」を加えて四二石余の損免額で散用状が作成されたが、この散用状は供僧に「押募」を認めさせるべく内々に了解を得るための仮の文書なので年号を記していないとの旨が記されている。

徳治元年分のように散用状を提出しないという抵抗も一つの方法であるが、それでは未進額が確定せず百姓にとつても問題を残す。そこで延慶元年分は「押募」った損免額を供僧に内々に認めさせ、「押募」を正当化しようとしたのである。供僧がこの散用状を認めることは彼らの屈服を意味するから、認めることはできなかったであろうが、供僧には代わりの散用状を作成させる力はなかった。

この延慶元年分の「押募」損免額が石以下の合勺にまで及んでいくことも注目しておきたい。供僧の認めた損免額は石を単位とした切りのよい数字であるから、「押募」損免額がこのように細かい数字になったのは、百姓側が独自の内検による損免額を主張していたからであると考えられる。表6からも知られるように内検が行われると四〇石以上の損亡が出るのが通例であったことも、こうした想定を支えるものと思う。百姓たちは嘉元三年分散用においては、供

僧が小出しにしてきた損免額に三石を上積みするという態度をとったが、徳治元年分では供僧の損免額を無視して散用状を提出しないという対応をとり、さらにこの延慶元年分においては自らの査定に基づき損免額を主張し、それを内々ではあれ供僧に認めさせようとしているのである。こうした百姓の動向が前提となつて翌延慶二年（一二三〇九）一〇月には損亡時の内検が復活するのである。

延慶二年にも百姓は損免を要求していたが、八月三日に供僧は預所に早米分三石を免除する旨を百姓に伝えるよう命じている（ユ一三三）。これに対し八月二十七日に名ごとの流れ田・「てぬ田」・損亡の田数を記した注文が提出されており、この三種類の被害総田数は一三町八段余で、これら名田の総田数の九三パーセントが被害を受けていたことになる（教護二二五号）。検見が実施されるまでの経過は不明であるが、一〇月二〇日に公文良嚴・預所代・御使の連署になる「損亡検見目六」が作成され、損亡額は八四石七斗余とされている（は一四〇）。これ以前に太良荘で損亡検見が行われたのは建治二年（一二七六）のことであつたから、実に三三年ぶりに検見が行われたのである。得宗支配下の百姓たちは執拗に損免を求める申状を提出し、損免を「押募」り、散用状を武器として抵抗し、遂に検見を実現したのである。こうした百姓の大胆な行動はたしかに寺家公文の頼尊が言うように「地頭の威に募る」行動であつたが（る一八一二）、供僧の莊園支配が検見などの実態把握によることを避けて駆け引きなどの策を用いるという支配の「政治化」を進めようとしたことに対する批判と見ることができる。

（三）年貢散用状と百姓請負

延慶二年の検見実施は百姓にとつて大きな成果であつたが、これ以後検見が定着したわけではなく、表6に見られるように正和四年（一二三五）まで検見は行われていない。したがつてこの間の損免は一定額の損免を供僧が認める方式がとられたのであるが、正和元年分が六〇石、同三年分が五〇石という損免額を見れば、検見実施もあり得ることを前提とした損免額は検見と変わりないのであつたことを示している。さて散用状の様式の観点からすると延慶二年分から正和元年分までの散用状には次のような新たな変化が見られる。まず延慶二年分の散用状の未進額を記した箇所「未進足々略之」と記されている。この箇所は以前の散用状では「負人等請文在之」（嘉元三年分）と記されていたところであり、百姓個々人より徴収した未進年貢請文があることを記していた。延慶二年分の「未進足々略之」の意味するところは応長元年分（教護二四〇号）・正和元年分（同二四三号）の散用状から知ることができ、そこには未進百姓の名前とそれぞれの未進額が列記されている。すなわち延慶二年分散用の時には未進百姓個々人から請文を徴収することをやめ、散用状に列記するようになったのである。散用状が百姓の「同意」を示すものであつたことを想起するなら、この変化は未進年貢についての責任追及が個人的なものから集合的なものに比重を移していることを示している。²¹⁾

散用状についてのもう一つの変化は延慶二年分の散用状がその年内の一月二五日に作成されていることである。それまでの散用状

は翌年の三月から四月にかけて作成されていたことと対比されたい。ただし応長元年分の散用状は翌年四月に作成されているから、年内作成が原則となっていたわけではないが、正和元年分が年内二月七日に作成されているのを見ると、年内作成の傾向は認めることができよう（正和三年分の散用状が一年遅れで作成されているのは特別な事情がある）。言うまでもなく南北長期以後の散用状は年内に作成されている。

このように考えた上で散用状が年内に作成されるようになった事情を考えてみたい。この点で注目されるのが、正和元年分の散用状（教護二四三号）²²である。この散用状は年内の一月七日に地下公文良厳によって作成されているが、先にも述べたように末尾には一四石余の未進分について豊前大夫など個々人の未進額を記しており、未進についての集合的責任追及がなされている。こうした個人的な未進額が散用状に記されるのはこの正和元年の散用状が最後である。すなわち正和元年の散用状は未進百姓個人とその未進額を記すという点では以前と同じであるが、年内に作成するという点では後に定着するあり方を示すという過渡的な性格を持っている。

そこで正和元年の年貢納入に関する史料に注目すると、この年には嘉元四年以来途絶えていた損免を求める供僧宛百姓申状が一〇月に提出されている（エ―三五）。そのなかで百姓は他荘の損免状況や太良荘が三大河水の落ち合う連年被害の甚だしい地であることなどを挙げて、供僧から示された一八石の減免額に異議を唱えている。そして一〇月一日に四人の名主（綾部時光・僧嚴円・六人部国行

・三郎太郎）は連署して次のような請文を供僧に出している（エ―三四）。

請けまいらせ候百姓名々所当米事、

右請まいらせ候処ハ、地頭殿御もち候名の所当二おきてハ、百姓カ、りまいらせ候ましく候、いまのこりの百姓中のふんハ、そんまうを御まいらせうへハ、当年所当米ハ合夕のみしんなく、百姓のなかのさたとしてさたしまいらせあくへく候、為後日状如件、

百姓たちは三郎丸名などの地頭支配下にある名を除いた百姓名分について損亡を認めてくれるならば「百姓のなかのさた」（百姓中の責任による負担）として年貢を負担することを約束しており、さらに引用は省略したが、追記して去年の未進分も一月二〇日以前に納入することを誓約している。この後の供僧と百姓の交渉の詳細はわからないが、供僧は損亡を一八石から散用状（表6）にみられるように六〇石に増額し、百姓請負のもとで年内納入を義務づけたものと考えられ、一四石余の未進が生じてはいるが年内の一月七日に散用状が作成されたのである。すなわち損免と納入についての供僧と百姓の合意が成立したことを受けてこの散用状は作成されたのである。この散用状では未進百姓の個々人の未進額が末尾に記載されているという点では従来のあり方を踏襲しているが、この後はそうした記載はみられなくなる。未進分は百姓請負として納入されるものという体制が強まれば、個々人の未進額を記す必要はなくなるからである。以前は未進はまずは預所に追及責任があるとして、翌

年春の勸農実施の時まで徴収され、そこでも徴収できなかったものが未進として確定され、請文によって個人の納入責任が明らかにされた。その後、個人的責任は集合的責任とされたが、百姓請負体制が確認されると預所の未進追及の責任は翌年に及ぶことなく、年内の時点で百姓の責任とされるのである。

以上の点から、年貢散用状は損免額など領家と百姓の争点となっていた問題についての百姓の「同意」を示すものであり、さらに未進年貢についての名主を構成員とする百姓請負(「百姓の中の沙汰」)を基礎として成立したものであることが理解されよう。

表6からも知られるように年貢散用状は正和三年分のものを最後として、それ以後のものは伝存していないので、散用状を素材として百姓と供僧の年貢収納のあり方を論じることができない。そこで最後に元亨二年(一一三二)まで、その年ごとの領家年貢納入状況を示す表7によって、得宗地頭支配期全体との関連で正和期以後の様相を考えておきたい。得宗地頭支配期において最も年貢納入が低下したのが延慶二年であり、それに次ぐのが正和四年であるが、この両年は損亡が激しかったため損亡検見内検帳が作成された年である。これを年貢散用状との関連でいうならば、延慶年間に散用状が百姓の「同意」を示す文書としての性格を帯び、正和年間にそれに百姓請負を反映するという性格が加わった時期に対応している。年貢納入状況は文保二年よりやや回復しているが、八〇石代の後半には達していないので、頭打ちの状態でそれなりの安定を見せて推移している。このことは三〇石から五〇石の損免額が例年認められて

いたことを示していると考えてよからう。損免額をめぐり連年百姓と供僧との間の交渉があり、それが確定して納入年貢が定まり、納入状況をしめす年貢散用状が作成されたと思われるが、それらの史料は伝えられていない。そして元亨四年(一一三二)一〇月の作稻検見目録(れ一四)が損亡額七三石余(定年貢に対する損亡率五六・七%)を記していることを最後に領家方支配を示す史料も途絶えるのである。

むすび

年貢散用状は得宗地頭支配以前には大規模な損亡時におこなわれる内検目録と同じく供僧が預所の所務の内容を把握するためのものであった。しかし、預所が所務権を失った得宗地頭支配下においては、「得宗の威に募る」百姓の損免要求行動に見られるように、百姓と供僧の直接の交渉が前面に出ることになり、支配は百姓と供僧の両者の関係を最終的に数量によって示す年貢散用状に集約されることになった。そこから年貢散用状は未進年貢納入についての百姓としての「同意」を示すものという位置づけが生まれてくるのである。また未進についての負担責任も個別の百姓でなく、百姓全体の請負によるものと考えられるようになったのである。このような百姓の「同意」と請負が領家方における支配の非人格化と数量化を押し進めていったのである。

しかし得宗地頭支配下において歴史や由緒が意味のないものとして軽視されることは、在地秩序の流動化をもたらす。文保二年(一

表7 得宗支配下の領家年貢納入状況 (単位; 石)

年度	去年未進	年貢米銭	早米	後米	納入計
正安3 (1301)	12.403		19.51		31.913
乾元1 (1302)	3.□4□4	0.94	9.77492	35.13	48.88532
嘉元1 (1303)	2.74341		24.75851	59.40247	86.90439
嘉元2 (1304)	11.78		16.2602	58.16111	86.20131
嘉元3 (1305)	9.77706	2.6668	18.3786	58.1834	89.00586
徳治1 (1306)	15.17334		16.21759	48.806	80.25093
徳治2 (1307)	3.2961*		57.6989	21.9787	82.9737
延慶1 (1308)	12.516		15.40662	49.65622	77.57884
延慶2 (1309)	7.23*	1.6439*	27.1525	5.412**	41.4384
延慶3 (1310)	9.56**		13.82117	57.36**	80.74117
応長1 (1311)	4794文		21.96759	64.84471	94.0033
正和1 (1312)	3.37957	1411文	21.5	39.56538	66.56145
正和2 (1313)	2400文		20.61	67.60722	92.22522
正和3 (1314)	11.36129			53.30386	64.66515
正和4 (1315)	3955文		23.9502	30.89923	61.45428
正和5 (1316)	347文		26.2762	37.83533	64.63591
文保1 (1317)	17.44749	10548文	30.97319	8.4538	74.48964
文保2 (1318)	12.17369		33.60686	35.53694	81.31749
元応1 (1319)	6.54006	29.71721	26.0647	19.42143	81.7434
元応2 (1320)	3043文		21.2333	43.571	71.4989
元亨1 (1321)	4.317		36.9225	21.20112	62.44062
元亨2 (1322)	14.643		47.9113	21.50356	84.05786

〔注記〕史料は教護305号、は-40。石年貢は「国定」(現地での負担額)より運送費などを除いた「正米」額。*は銭納年貢の国定額。**は国定額を正米に換算した額。銭のみで記されているものは、当時の和市を勘案して米に換算して納入計に加えた。

三三八)三月二十九日まで地下公文は勸心名主でもあった伊勢房良厳であったが(教護二七七号)、同年一〇月一三日までには「公文僧性範」に代わっている(は一六六)。翌文保三年二月には良厳と姻戚関係にある伊賀房嚴円が荘内の御堂別当職を奪われ、その職は小浜の金融業者石見房覚秀が獲得している(ヤ一七一一)。さらに同四月に給主代願成は嚴円の時沢名半分を取り上げている(し一四二一三)。この給主代願成は近隣の大興寺に本拠を持つ人物であったが(ハ一六七)、得宗給主に取り入って給主代に任じられていた。百姓たちの中心人物であった公文良厳と嚴円の挫折を網野氏は太良荘における小さな「政変」⁽²³⁾と表現されているが、願成と覚秀(彼も後に給主代となる)が在地の主導権を握ろうとして起こしたものと見られる。公文職は元徳三年(一三三三)に良厳の子の禅勝が回復するが(ハ一七)、領家に対しては「百姓中」としてしか姿を現さない在地農民のなかでは、油断すると他人に権限を奪われてしまうという「悪党」の時代に入っていたのである。

註

- (1) 佐藤進一「鎌倉幕府政治の専制化について」一九五五年（同氏『日本中世史論集』岩波書店、一九九〇年、所収）。
- (2) 代表的なものとして、網野善彦「鎌倉末期の諸矛盾」『講座日本史』3、所収。一九七〇年。古澤直人「鎌倉幕府と中世国家」校倉書房、一九九一年。
- (3) 網野善彦『海の国の中世』平凡社ライブラリー、一九九七年、二二二頁。
- (4) 東寺百合文書と函二七六をこのように略記する。『若狭国太良荘史料集成（鎌倉期）第一卷（若狭国太良荘史料集成編纂委員会編、小浜市、二〇〇一年）に収載されている文書はその号数も付記する。また『教王護国寺文書』は「教護」と略記し、前記『若狭国太良荘史料集成』に収載されている場合には「集成」と記してその号数を付記する。
- (5) 拙稿「太良荘の得宗検注について」『史学研究』二一七号、一九九七年。
- (6) 石見房覚秀は早くから網野氏によって注目された人物であるが（同氏『中世荘園の様相』塙書房、一九六六年、一九四頁以下）、外岡慎一郎「得宗被官論の周縁」（『敦賀論叢（敦賀短期大学紀要）』一三三号、一九九八年）は覚秀を得宗被官の周縁に位置する人物として分析している。
- (7) 拙稿「若狭太良荘における雲巖の所領について」『福井大学教育地域科学部紀要』第三部、社会科学、五七号、二〇〇一年。
- (8) 細川重男「鎌倉政権得宗専制論」（二〇〇〇年、吉川弘文館）によって得宗専制をめぐる問題が精密に論じられるようになり、秋山哲雄「北条一門と得宗政権」（『日本史研究』四五八号、二〇〇〇年）のような「専制」についての異論も出されるようになった。得宗の所領支配については入間田宣夫「鎌倉時代の国家権力」（『大系日本国家史』2、中世、一九七五年、東京大学出版会）による得宗公文所―政所―給主の支配体制とその性格の指摘がなされ、北条氏領の分布状況などについては最近刊行の『石井進著作集』第四卷（二〇〇四年、岩波書店）に収められた諸論考があり、また井原今朝男「公家新制の公田興行令と得宗領の公田開発」（『信濃』五四―三、二〇〇二年）などもあるが、個別所領支配についての研究は十分とは言えない。
- (9) この実検名寄帳の末尾には「以上新田九段小十八歩 百姓五人分」という記述があるが、この「以上」というのが何を指すのか判然としない。表1の定国名から勸心名の五名の新田数が九段五八歩となるので「九段小十八歩」は「九段五十八歩」の誤りではないかと考え、東京大学史料編纂所の高橋敏子さんのお手を煩わせたが、やはり「九段小十八歩」であった。この実検名寄帳の紙継目裏の花押は得宗検注の実検取帳（り―二七）の紙継目裏花押と同一で、「正安四年石井五

郎□封裏実検取帳目録(オ―一六)とあるように地頭方代官石井五郎の花押であり、東寺の側で写し取った案文ではない。とすれば誤写も考えにくいので、結局「以上」については不詳である。

(10) 前掲拙稿「太良荘の得宗検注について」

(11) 刊本『教王護国寺文書』ではこの名を「現□名分」(□は文書の字を写真凸版にしたもの)としているが、表1からもわかるように西向の持つ名田は勸心半名であるからこの部分は「勸心半名分」と読むことができる。なお文書頭注には「勸心半名」と正しく注記されている。

(12) 網野『海の中世』一五一頁・二三〇頁。網野氏は文永六年目録案を「地頭側、ひいては国衙領当時の太良保の、ある時点での検注の結果を示している」と推定されている。

(13) 文保二年の変化については、本稿「むすび」を参照されたい。

(14) この「さうまい」については『大日本古文書』東寺文書一三六号は「早米」と傍注を施している。これも一つの考えとして自然であるが、本文で述べた預所得分注文には「早米之時、早田除二段別稲一束、或米ハ壺斗五升」とあって「早米」は「さうまい」三石よりも少ないので、ここでは雑米と理解してみた。

(15) 前掲拙稿「鎌倉期太良荘の預所支配について」

(16) 同右

(17) 同右。この点を最初に指摘されたのは勝山清次氏である(同

氏『中世年貢成立史の研究』一九九五年、塙書房、四〇一頁)。

(18) 前掲拙稿「鎌倉期太良荘の預所支配について」

(19) 山本隆志「鎌倉期太良荘の百姓等申状」(同氏『荘園制の展開と地域社会』第六章第一節、一九九四年、刀水書院、三四一頁)が既にこの点を指摘している。

(20) 入間田宣夫氏は「荘園制支配と起請文」(同氏『百姓申状と起請文の世界』一九八六年、東京大学出版会)において起請文は本来領主によって提出させられたものであるという黒川直則氏の説に異論を唱えられ、百姓が主体性をもって書いた起請文の事例を太良荘などについて挙げられている。入間田氏の主張には賛成するが、百姓が「御免を蒙った」起請文を提出することを望んでいるのは、神仏に誓った百姓の主張は供僧も否定できないという合意があったからであり、「御免を蒙った」起請文のこうした効力に注目する必要がある。この点に関しては既に山本隆志氏が前掲論文において、百姓等の連署起請文が出されると「寺家側もこれを取り上げなければならぬ」と指摘されている(前掲書、三四四頁)。

(21) 未進百姓とその未進額が散用状の末尾にまとめて記されるようになったことについて、網野氏は「惣百姓の請負が定着しつつあること」の現れと理解されている(同氏前掲『海の中世』二四〇頁)。

(22) すでに網野氏『海の中世』二四一頁)や稲葉伸道氏(鎌倉後期の「国衙興行・「国衙勘落」―王朝と幕府の国衙興行

政策―』『名古屋大学文学部研究論集』史学三七、一九九一年）に指摘されているように、太良荘を国衙領に没収しようとした動きがあったが（㍻二二、は―五一・一六一など）、供僧は後伏見上皇の院宣などによって（ウ―二二）、没収を免れた。この混乱でこの年には後米五三石余（正米）は納入されたが早米は納入されなかったので（教護二五八・二五九・三〇五号）、翌年の納入分を以て清算し、一二月に結解状として注進したものであろう。従ってこれは例外である。

（23）

網野氏前掲『海の国の中世』二五五頁。